

妊婦健康診査及びヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防3ワクチン
への2012年度と同水準の公費助成を求める意見書

2012年度末で終了する妊婦健康診査支援基金及びヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防等のワクチン接種緊急促進臨時特例基金による接種事業が、2011年12月に内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣の4大臣で合意した「2012年度以降の子どものための手当等の取り扱いについて」により、2012年度末までとなっており、国会で審議されているが、2013年度以降の国の財源措置の方針は明示されていない。

2013年度から一般財源化されれば、財政力の弱い地方自治体での負担はさらに増加し、公費助成や公費接種事業が後退することになりかねない。個人の生活水準によって命と健康に差別があってはならない。

2013年度以降においても、母体保護、少子化対策、予防接種事業促進のため国及び政府に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 妊婦健康診査支援基金による妊婦健診助成事業の継続及び必要な財源措置、若しくは同基金と同様の妊婦健康診査に対する国の助成を行うこと
- 2 ヒブ・小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防の3ワクチンのワクチン接種緊急促進臨時特例基金の継続、若しくは同特例基金と同水準の国負担による公費接種事業を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2012年（平成24年）12月18日

高砂市議会